

松 原 市 教 育 大 綱

～未来を拓く自立心を育む人づくり～

平成28（2016）年5月

松 原 市

1. 策定の趣旨

少子高齢化や高度情報化、核家族化といった社会・地域・家庭、また経済状況の変化とともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など文化・人間関係のあり方も大きく変化しています。

このような時代を生き抜くために、学校園・家庭・地域が協働して、子どもたちに学びの基礎となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かでたくましい人間性、すなわち「生きる力」の育成に努めなければなりません。また、全ての世代が生涯にわたり、主体的に活動し、その成果を地域で生かし、まちづくりにつなげていけるような環境づくりに努めなければなりません。

それらを実現していくため、今後の本市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を示す「松原市教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

2. 大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき総合教育会議において、市長と教育委員会が協議し、市長が策定するものです。

なお、この大綱については、松原市の教育方針でもあるので、教育、学術及び文化の振興に関わる全ての教員及び職員は遵守しなければなりません。

3. 大綱の計画期間

この大綱の対象となる期間は、松原市第4次総合計画との整合性を図るため、平成28年度から同計画の終期である平成30年度までの3年間とします。なお、内容については、必要に応じて見直しを行います。

4. 策定にあたっての考え方

教育委員会で策定した平成27年度「松原市立学校園に対する重点指導事項・社会教育の重点事項」をもとに、松原市第4次総合計画のうち教育、学術、文化等に関する方針を踏まえ、国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～29年度）、大阪府教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～34年度）を参酌しながら、社会情勢の動向なども加味して、策定するものとします。

5. 基本理念

未来を拓く自立心を育む人づくり

6-1. 未来を拓く人づくり ～子どもの教育～

◆目指す子ども像

- ・自分から挨拶できる等、豊かな人間関係をつくれる子ども
- ・運動や学習、何事にも意欲的に取り組む子ども
- ・自分と家族、他者（ひと）を大切にできる、思いやりのある子ども
- ・将来への夢を持ち、地道に努力を重ねる子ども
- ・故郷まつばらを誇れる子ども

◆基本的な方針

(1) 「確かな学力」の向上と「生きる力」の育み

- ◎基礎的知識・技能の修得とともに、それらを活用した思考力・判断力・表現力といった「確かな学力」を育むため、学校園全体で組織的・計画的にさまざまな学力向上の方策に取り組む。また、家庭学習や基本的生活習慣の確立に向け、家庭への啓発を図る。
- ◎社会の一員として生きていくための規律・規範の確立と道徳教育や国際交流などを通じた豊かな人間性の育成に努め、全ての子どもの人権が尊重され、きめ細やかな指導・支援ができる「ともに学び、ともに育つ」学校園づくりを進める。

(2) 安心・安全で魅力ある学校園づくりの推進

- ◎中学校区を基盤とした学校園・家庭・地域の連携による総合的な教育活動と給食を活用した食育の取り組みやインターナショナルセーフスクールの認証を目指すなど安心・安全・健康の取り組みを推進し、積極的な情報発信を行う。
- ◎服務規律の徹底と研修・指導体制を充実させるとともに、教職員全員の指導力・対応力・処理力などの資質向上により、学校園の組織力を向上させる。

(3) 子どもたちを健全に育てる地域コミュニティの形成

- ◎学校園などと地域住民との協働により、地域の活性化やネットワーク化を進め、地域社会の中で子どもを育て、虐待などを見逃さない地域コミュニティの充実を図る。
- ◎家庭や地域において、子どもや青少年が健康で安心して活動できるよう、地域が一体となって行うボランティア活動や文化・スポーツ活動などを積極的に支援する。

6-2. 自立心を育む人づくり ～社会教育～

◆目指す市民像

- ・心豊かで、健康で明るく生きがいをもつ人
- ・生涯にわたり、自ら学ぶ人
- ・自立心を持ち、まちづくりを考える人
- ・故郷まつばらを愛する人

◆基本的な方針

(1) 協働によるまちづくりの推進

◎安心・安全の世界基準である『セーフコミュニティ』の理念のもと、行政や医療機関、自治会組織をはじめとした市民等多くの主体の協働により、人と人とのつながりを大切にしたい住みよい健やかなまちづくりをさらに進める。

(2) 生涯を通じた学びやスポーツを支援する環境づくり

◎全ての市民が、心豊かで、健康で明るく生きがいのある充実した生活を送るため、市民ニーズや人権などに配慮した生涯学習やスポーツの機会や場を提供するとともに、学んだことを社会に還元できる環境を整えていく。

◎市民の学びたい、知りたい、交流したい、社会に働きかけたいなどの多様化するニーズに応える智のネットワークの形成を図り、図書館、公民館などが有効に機能する「智の拠点」づくりを進め、教育と文化の発展に寄与する。

(3) 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める

◎文化財を後世に伝えることは、地域文化の発展やまちづくりを進める上で重要であるため、文化財の保護・保存に努め、文化財に親しむ機会の充実や文化財愛護意識の啓発など郷土への愛着と理解を深める。

7. 関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年6月20日改正）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを

公表しなければならない。

- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法〈平成18年12月22日法律第120号〉

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。